

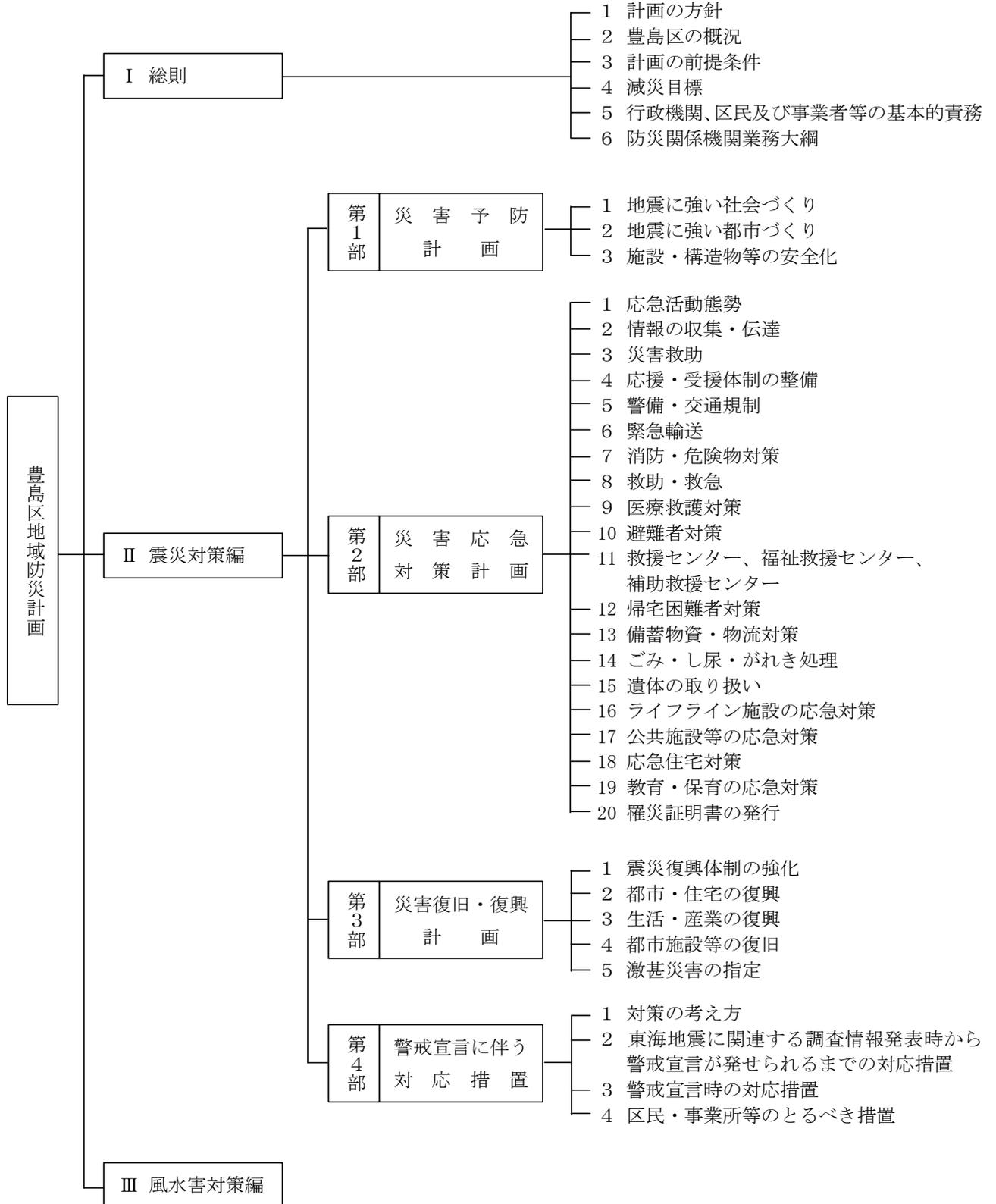
# 豊島区地域防災計画

【本 編】

豊島区防災会議



# 計 画 の 体 系





# 豊島区地域防災計画

## 本編 目次

### I 総則

<b>第1章 計画の方針</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 計画の性格及び範囲 .....	1
第3節 計画の前提 .....	1
第4節 計画の修正 .....	2
第5節 他の法令に基づく計画との関係 .....	2
第6節 計画の習熟 .....	2
<b>第2章 豊島区の概況</b> .....	<b>3</b>
第1節 位置・地勢 .....	3
第1 位置 .....	3
第2 地勢等 .....	3
第2節 人口 .....	3
第1 人口 .....	3
第2 昼夜間人口 .....	3
第3節 生活環境 .....	4
<b>第3章 計画の前提条件</b> .....	<b>5</b>
第1節 基本的な考え方 .....	5
第2節 首都直下地震等による東京の被害想定 .....	5
第1 前提条件 .....	5
第2 豊島区に係る被害想定 .....	6
第3節 地域危険度 .....	8
第1 調査の目的 .....	8
第2 調査項目 .....	8
第3 調査結果 .....	8
第4節 複合災害としての取り組み .....	8
第1 感染症対策 .....	9
第2 分散避難の推進 .....	9
第5節 風水害の被害 .....	9
<b>第4章 減災目標</b> .....	<b>10</b>
<b>第5章 行政機関、区民及び事業者等の基本的責務</b> .....	<b>12</b>
<b>第6章 防災関係機関業務大綱</b> .....	<b>14</b>
第1 区の災害予防計画の推進体制 .....	14
第2 区（災害対策本部） .....	14
第3 東京都関係機関 .....	16
第4 自衛隊 .....	17
第5 指定公共機関 .....	17
第6 指定地方公共機関等 .....	18
第7 公共的団体 .....	18

## II 震災対策編

### 第1部 災害予防計画

<b>第1章 地震に強い社会づくり</b> .....	<b>1</b>
第1節 基本方針 .....	1
第2節 住民の役割 .....	1
第1 自助の取組 .....	1
第2 共助の取組 .....	1
第3節 事業所の役割 .....	5
第1 事業所の役割 .....	5
第2 事業所防災体制の充実 .....	6
第3 事業継続計画の策定 .....	7
第4 事業所等への啓発 .....	7
第4節 出火、延焼等の防止 .....	7
第1 出火の防止 .....	7
第2 初期消火体制の強化 .....	11
第3 火災の拡大防止 .....	11
第5節 避難行動要支援者等の安全確保 .....	14
第1 基本方針 .....	14
第2 地域における安全体制の確保 .....	16
第3 社会福祉施設等の安全対策 .....	16
第6節 ボランティア .....	17
第1 基本方針 .....	17
第2 区におけるボランティア .....	17
第3 都におけるボランティア .....	17
第7節 防災意識の高揚 .....	21
第1 防災広報の充実 .....	21
第8節 防災訓練の充実 .....	26
第1 総合・合同防災訓練の実施 .....	26
第2 帰宅困難者対策訓練の実施 .....	27
第3 地域防災訓練の実施 .....	27
第4 防災関係機関の訓練 .....	27
<b>第2章 地震に強い都市づくり</b> .....	<b>32</b>
第1節 基本方針 .....	32
第2節 木造密集市街地における防災都市づくりの推進 .....	32
第1 居住環境総合整備事業 .....	32
第2 木密地域不燃化10年プロジェクト .....	32
第3 都市防災不燃化促進事業 .....	32
第4 新たな防災生活道路の指定等 .....	33
第5 再開発等による木密地域の面的な改善整備 .....	33
第6 防災性を高めるみどりの創出 .....	33
第7 事前復興 .....	34
第3節 オープンスペースの確保 .....	34
第1 公園の整備 .....	34
第2 区全体の防災拠点となる公園の整備 .....	34

第3	学校の校庭等の整備.....	34
第4	オープンスペース等利用計画の策定.....	34
第5	ヘリサインの整備.....	34
第4節	道路・橋梁の整備.....	35
第1	道路の整備.....	35
第2	橋梁の整備.....	35
第3	狭あい道路の拡幅整備.....	35
第5節	避難場所、救援センター及び避難経路の安全性の確保.....	35
第6節	災害時のエネルギー確保.....	35
第7節	帰宅困難者対策の強化.....	36
<b>第3章</b>	<b>施設・構造物等の安全化.....</b>	<b>37</b>
第1節	道路及び鉄道施設の安全化.....	37
第1	道路施設.....	37
第2	鉄道施設.....	38
第2節	ライフライン施設の安全化.....	40
第1	水道施設.....	40
第2	下水道施設.....	41
第3	電気施設.....	41
第4	ガス施設.....	42
第5	通信施設.....	42
第6	共同溝.....	43
第7	電線類地中化の推進.....	43
第3節	エレベーター対策.....	43
第1	基本方針.....	43
第2	エレベーターの閉じ込め防止対策の実施.....	44
第3	エレベーターの早期復旧体制の構築.....	44
第4	救出体制の構築.....	45
第4節	高層集合住宅での生活維持.....	45
第5節	超高層建築物及び地下街等の安全化.....	45
第1	超高層建築物及び地下街の安全化対策.....	45
第6節	建築物等の安全化.....	46
第1	防火地域の指定.....	46
第2	建築物等の耐震・不燃化・適正な維持管理.....	47
第7節	落下物等の防止.....	48
第1	窓ガラス等落下物の安全化.....	48
第2	屋外広告物に対する規制.....	48
第3	家具類の転倒等防止対策.....	49
第8節	崖・擁壁、急傾斜地、ブロック塀等の崩・倒壊防止.....	49
第1	崖・擁壁の崩壊防止.....	49
第2	急傾斜地の崩壊防止.....	49
第3	ブロック塀等の倒壊防止.....	50
第9節	文化財施設の安全対策.....	50

## 第2部 災害応急対策計画

<b>第1章</b>	<b>応急活動態勢.....</b>	<b>1</b>
------------	--------------------	----------

第1節	基本方針	1
第2節	豊島区災害対策本部の組織・運営	1
第1	区災害対策本部の設置	1
第2	設置の通知等	1
第3	区災害対策本部の廃止	2
第4	区災害対策本部の組織・運営	2
第5	区災害対策本部の配置及び配備態勢	3
第6	防災拠点の整備	5
第7	地域本部の設置	5
第8	救援センターの整備	6
第9	災害対策要員の指定	7
第10	現地連絡調整所長及び帰宅困難者対策要員の指定	7
第11	災害広報・情報通信対策職員の指定	8
第12	災害対策兼務職員の指定	8
第13	会計年度任用職員等の活用	8
第14	都本部への職員派遣	8
第15	東京都防災センターとの連携	8
第16	オープンスペースの使用調整	8
第3節	東京都関係機関の活動態勢	9
第1	警視庁	10
第2	東京消防庁	11
第3	建設局	13
第4	水道局	14
第5	下水道局	14
第4節	防災関係機関の活動態勢	14
第1	首都高速道路株式会社	15
第2	東日本電信電話株式会社	15
第3	東日本旅客鉄道株式会社	15
第4	東京電力パワーグリッド株式会社	16
第5	東京ガス株式会社	16
第6	日本郵便株式会社	16
第7	豊島ケーブルネットワーク株式会社	18
<b>第2章</b>	<b>情報の収集・伝達</b>	<b>19</b>
第1節	基本方針	19
第2節	情報連絡体制	19
第1	通信連絡窓口	19
第2	情報連絡体制	20
第3	連絡手段	20
第4	防災行政無線の整備等	22
第3節	警報及び注意報の発表・伝達	22
第1	区の役割	22
第2	各機関の役割	23
第4節	緊急地震速報の活用	23
第1	緊急地震速報	23
第2	情報の利用	23

第5節	被害状況の調査・報告	24
第1	被害調査態勢	24
第2	被害状況の報告	24
第3	各機関の調査・報告体制	26
第6節	災害時の広報・広聴	27
第1	区の広報体制	27
第2	各機関の広報活動	29
第3	広聴活動	32
第4	報道機関への発表等	32
第7節	災害時の情報収集手段	33
第1	情報収集体制	33
第2	情報収集手段	33
第3	既設箇所	33
第4	災害時における利用開放	33
<b>第3章</b>	<b>災害救助</b>	<b>34</b>
第1節	基本方針	34
第2節	災害救助法の適用	34
第1	災害救助法に基づく救助	34
第2	災害救助法の適用基準	34
第3	被災世帯の算定基準	34
第4	災害救助法の適用手続	35
第5	救助の種類	35
第3節	救助実施態勢の整備	36
第1	救助実施組織の整備	36
第2	被害状況調査態勢の整備	36
第3	救助の実施に必要な関係帳票の整備	36
第4節	法による救助の実施	36
第1	災害報告	36
第2	救助実施状況の報告	36
第3	救助の程度・方法及び期間	36
第5節	従事命令等	37
第1	従事命令	37
第2	協力命令	37
第3	管理、使用、保管命令及び収用	37
<b>第4章</b>	<b>応援・受援体制の整備</b>	<b>39</b>
第1節	基本方針	39
第2節	相互応援協力	39
第1	都との相互協力	39
第2	東京23区の相互協力	41
第3	自治体との相互協力	41
第4	防災関係機関との相互協力	41
第5	民間事業者等との協力	41
第6	地域防災組織等との相互協力	41
第3節	業務継続・受援体制の整備	42
第1	業務継続体制の整備	42

第 2	受援体制の整備.....	42
第 4 節	自衛隊の災害派遣.....	44
第 1	派遣要請の手續等.....	44
第 2	災害派遣部隊の受入体制.....	44
第 3	経費の負担.....	44
第 4	災害派遣部隊の活動内容.....	45
<b>第 5 章</b>	<b>警備・交通規制.....</b>	<b>46</b>
第 1 節	基本方針.....	46
第 2 節	警備活動.....	46
第 1	警備体制.....	46
第 2	警備活動.....	46
第 3 節	交通規制.....	46
第 1	交通規制の実施.....	46
第 2	道路交通状況の実態把握.....	47
第 3	交通規制の方法等.....	47
第 4	緊急通行車両等の確認事務等.....	48
第 5	緊急通行車両等の事前届出.....	48
第 6	広報活動.....	49
<b>第 6 章</b>	<b>緊急輸送.....</b>	<b>50</b>
第 1 節	基本方針.....	50
第 2 節	輸送車両等の確保等.....	50
第 1	車両の調達及び配車.....	50
第 2	災害時臨時離着陸場候補地の選定.....	50
第 3 節	道路障害物除去.....	51
第 1	緊急道路障害物除去路線の選定.....	51
第 2	道路障害物除去作業態勢.....	51
第 3	情報収集体制.....	52
<b>第 7 章</b>	<b>消防・危険物対策.....</b>	<b>53</b>
第 1 節	消防活動.....	53
第 1	震災消防態勢.....	53
第 2 節	危険物等の対策.....	54
第 1	区の役割.....	54
第 2	石油類等危険物保安施設の応急措置.....	55
第 3	火薬類保管施設の応急措置.....	55
第 4	高圧ガス保管施設の応急措置.....	55
第 5	毒物・劇物保管施設の応急措置.....	56
第 6	放射線施設の応急措置.....	56
第 7	危険物等輸送車両の応急対策.....	57
第 8	危険動物の逸走時対策.....	57
第 3 節	原子力発電所の事故による放射性物質対策.....	58
第 1	対策の必要性.....	58
第 2	放射性物質対策の実施.....	58
<b>第 8 章</b>	<b>救助・救急.....</b>	<b>59</b>
第 1 節	救助・救急活動態勢等.....	59
<b>第 9 章</b>	<b>医療救護対策.....</b>	<b>60</b>

第1節	基本方針	60
第2節	医療対策本部の設置等	61
第1	医療対策本部及び区災害医療コーディネーターの配置	61
第2	医療対策本部及び区災害医療コーディネーターの役割と活動	61
第3	参集態勢	61
第3節	医療救護活動	63
第1	医師等派遣態勢の整備	63
第2	緊急医療救護所	63
第3	救援センター医療救護所	64
第4	活動内容	65
第5	その他の医療救護活動に係る事項	65
第4節	医薬品・医療資器材等の確保	66
第1	医薬品等の備蓄	66
第2	医薬品等の管理等（緊急医療救護所、救援センター医療救護所）	66
第3	災害薬事センター	66
第4	医薬品の供給体制、輸送	66
第5	血液製剤の供給	67
第5節	災害拠点病院等への搬送体制の整備	67
第1	負傷者等の搬送及び収容	67
第6節	後方医療体制の整備	67
第1	災害拠点病院等	67
第2	専門的医療等の整備	68
第7節	巡回体制の構築	68
第8節	保健衛生及び防疫	69
第1	保健衛生活動及び防疫活動	69
第2	防疫用資器材の備蓄及び調達	69
第3	保健衛生活動	69
第4	防疫（感染症の防止）	71
第5	動物救護	71
<b>第10章</b>	<b>避難者対策</b>	<b>73</b>
第1節	基本方針	73
第1	避難場所等	73
第2	救援センター等	74
第3	指定緊急避難場所、指定避難所の指定	75
第2節	避難態勢	76
第1	避難の方法	76
第2	避難準備情報及び避難勧告・指示等	76
第3	避難誘導	77
第4	居住地域で被災した場合の避難方式	79
第5	要配慮者の避難	80
第6	避難行動要支援者等の支援	81
第7	避難場所（広域避難場所）の運用	82
<b>第11章</b>	<b>救援センター、福祉救援センター、補助救援センター</b>	<b>83</b>
第1節	基本方針	83
第2節	救援センター	83

第1	救援センターの指定	83
第2	救援センターの開設	83
第3	救援センターの運営	85
第3節	福祉救援センター等	86
第1	施設の種類	86
第2	施設の開設	87
第3	施設の運営	87
第4	避難者の収容調整	88
第5	調整の要請	88
第6	要配慮者対応の調整体制	88
第7	感染症対策	88
第8	福祉専門職員の派遣要請	88
第4節	補助救援センター	89
第1	施設の種類	89
第2	施設の開設	89
第3	施設の運営	89
第4	補助救援センター課の設置	89
第5	調整の要請	89
第6	感染症対策	90
第5節	被災者の他地区への移送	90
第6節	出先施設における応急対策	91
第1	子どもスキップにおける応急対策	91
第2	中高生センタージャンプにおける応急対策	91
第3	区民ひろばにおける応急対策	92
<b>第12章 帰宅困難者対策</b>		<b>94</b>
第1節	基本方針	94
第1	自助の取組	94
第2	共助の取組	94
第3	公助の取組	94
第2節	帰宅困難者対策の推進体制	94
第1	池袋駅周辺混乱防止対策協議会	95
第2	池袋駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 都市再生安全確保計画部会	95
第3節	帰宅困難者対策の展開	96
第1	一斉帰宅の抑制	96
第2	集客施設及び駅等の利用者保護	96
第3	対策拠点の整備	96
第4	一時滞在施設の確保	97
第5	物資の備蓄等	98
第6	情報連絡・情報提供の確保	98
第7	安全で円滑な帰宅支援	98
第8	要配慮者への支援	98
第9	訓練の実施	98
第10	対策の実効性の確保及び推進体制の強化	99
<b>第13章 備蓄物資・物流対策</b>		<b>100</b>

第1節	基本方針	100
第2節	備蓄計画	100
第1	備蓄目標	100
第2	備蓄倉庫の整備	101
第3	物流体制の整備	101
第3節	飲料水の供給	101
第1	応急給水活動	101
第2	都水道局の給水体制	102
第3	区の給水体制	102
第4節	食料の供給	103
第1	食料の確保	103
第5節	生活必需品等の供給	105
第6節	救援物資の受入体制	106
<b>第14章</b>	<b>ごみ・し尿・災害廃棄物処理</b>	<b>107</b>
第1節	基本方針	107
第2節	ごみ処理	107
第3節	トイレの確保及びし尿処理	107
第1	基本的な考え方	107
第2	災害用トイレの確保及びし尿処理方法	108
第3	避難所等におけるし尿処理	108
第4	普及・啓発等	109
第4節	土石、竹木等の除去	109
第5節	災害廃棄物処理	110
第1	実施主体	110
第2	災害廃棄物の処理	110
第3	一次仮置場の選定	111
第4	普及・啓発等	111
<b>第15章</b>	<b>遺体の取り扱い</b>	<b>112</b>
第1節	基本方針	112
第2節	遺体の捜索、収容及び検視・検案等	112
第1	捜索、収容等	113
第2	検視・検案等	115
第3	火葬	116
<b>第16章</b>	<b>ライフライン施設の応急対策</b>	<b>119</b>
第1節	基本方針	119
第2節	水道施設	119
第1	災害時の活動態勢	119
第2	応急復旧対応	119
第3	災害時の広報	120
第3節	下水道施設	121
第1	災害時の活動態勢	121
第2	応急復旧対策	121
第3	災害時の広報	121
第4節	電気施設	122
第1	災害時の活動態勢	122

第5節	ガス施設	122
第1	通報・連絡	122
第2	危険予防措置	123
第3	災害時における応急工事	123
第4	事業継続計画の策定・発動	123
第5	災害時における復旧用資器材置場等の確保	123
第6	広報活動	123
第6節	通信施設	123
第1	災害時の活動態勢	123
第2	応急措置	124
第3	応急復旧対策	124
第4	災害時の広報	124
第7節	CATV	124
第1	災害時の活動態勢	124
第2	応急措置	125
第3	応急復旧対策	125
第4	災害時の広報	125
<b>第17章</b>	<b>公共施設等の応急対策</b>	<b>126</b>
第1節	基本方針	126
第2節	道路・橋梁	126
第1	災害時の応急・復旧措置	126
第3節	鉄道施設	128
第1	災害時の活動態勢	128
第2	発災時の初動措置	128
第3	乗客の避難誘導	133
第4	事故発生時の救護活動	134
第5	応急復旧資器材	134
第4節	社会公共施設等	134
第5節	文化財施設	134
<b>第18章</b>	<b>応急住宅対策</b>	<b>135</b>
第1節	基本方針	135
第2節	応急仮設住宅の供給	135
第1	応急仮設住宅の建設	135
第2	その他の応急仮設住宅の供給対策	136
第3	入居者の選定	136
第4	応急仮設住宅の管理	137
第3節	被災住宅の応急修理	137
第1	住宅の応急修理	137
第2	応急修理の方法	137
第4節	被災建築物の応急危険度判定	138
<b>第19章</b>	<b>教育・保育の応急対策</b>	<b>139</b>
第1節	応急教育	139
第1	応急教育計画の立案	139
第2	応急教育の実施	140
第3	学用品の調達及び支給	141

第2節	応急保育	142
第1節	事前準備	142
第2節	災害時の態勢	142
第3節	応急保育の態勢	142
<b>第20章</b>	<b>罹災証明書の発行</b>	<b>144</b>
第1節	住宅被害認定調査・罹災証明書の発行	144
第1節	基本方針	144
第2節	住家等の被害認定調査	144
第3節	被災者生活再建支援システムの円滑な運用	144
第4節	発行部署	144
第5節	発行手続き	145
第6節	証明の範囲	145
第7節	証明手数料	145
第8節	発行体制	145

### 第3部 災害復旧・復興計画

<b>第1章</b>	<b>震災復興体制の強化</b>	<b>1</b>
第1節	基本方針	1
第1節	都市復興	1
第2節	生活・産業復興	1
第2節	震災復興本部の設置	1
第1節	震災復興本部準備室の設置	1
第2節	震災復興本部の設置	1
第3節	震災復興本部の組織	2
第4節	総合復興局の設置	2
第5節	復興本部の役割及び災害対策本部との関係	2
第3節	震災復興基本方針・基本計画の策定	3
第1節	震災復興基本方針の策定	3
第2節	震災復興基本計画の策定	3
第3節	事前震災復興基本方針の策定	3
第4節	被害状況と復興需要の把握	4
第1節	住家等の公的被害認定調査	4
第2節	区有施設の被害状況の把握	4
第3節	復旧に向けた実態調査	4
第5節	復興財源の確保・復興基金の活用	4
第1節	豊島区防災災害対策基金の活用方針	4
第2節	復興財源の確保・復興基金の活用	4
第6節	用地確保と利用調整	5
第7節	震災復興業務の推進	5
第1節	震災復興の推進に関する条例・震災復興マニュアル	5
第2節	被災者の視点による生活復興の推進	5
第8節	地域との協働による復興	5
<b>第2章</b>	<b>都市・住宅の復興</b>	<b>6</b>
第1節	都市復興における基本方針とプロセス	6
第1節	都市復興における基本方針	6

第2	都市復興におけるプロセス	6
第3	都市復興の展開	7
第2節	都市復興の取組	7
第3節	住宅の復興	8
第1	住宅復興計画の策定	8
第2	民間住宅再建への支援	8
第3	マンション等の再建に対する支援	8
第4	民間住宅の供給促進	9
第5	相談・情報提供の実施	9
第6	応急仮設住宅の供給	9
<b>第3章</b>	<b>生活・産業の復興</b>	<b>10</b>
第1節	被災者の生活相談	10
第2節	医療と福祉の確保	10
第1	社会福祉施設の復旧調査	10
第2	地域福祉需要調査	11
第3	一時入所の実施	11
第4	一時入所数の適正化	11
第5	避難行動要支援者等の訪問支援体制の整備	11
第6	民間入所施設等への支援体制の整備	11
第7	在宅要介護者の生活支援	11
第8	緊急通報システムの整備	11
第3節	保健・衛生の維持	12
第4節	生活支援対策	12
第1	災害弔慰金の支給	12
第2	災害障害見舞金の支給	12
第3	被災者生活再建支援金の支給	13
第4	災害援護資金の貸付（国制度）	13
第5	災害援護資金の貸付（都制度）	13
第6	生活福祉資金（福祉資金・災害を受けたことにより 臨時に必要となる経費）の貸付	14
第7	母子及び父子福祉資金の貸付	15
第8	特別区税の納税緩和措置	15
第9	都税の納税緩和措置	16
第10	国民健康保険料の減免等	17
第11	国民年金保険料の免除	17
第12	介護保険料等の減免	17
第13	後期高齢者医療保険料の減免等	18
第14	生活保護	18
第5節	義援金品の配分	19
第1	東京都義援金配分委員会の設置	19
第2	義援金品の受付・募集	19
第3	義援金品の保管及び配分	20
第6節	教育の復興と子どものケア	20
第7節	文化と都市活力の復興	21
第8節	コミュニティの復興	21

第9節	産業の復興	21
第1節	中小企業への融資	21
第2節	中小企業者に対する融資の特例	22
第3節	東日本大震災により被害を受けた中小企業者への融資	22
第10節	雇用・就業の確保等	24
第1節	雇用対策	24
第2節	相談・指導体制の整備	24
第3節	区における職業斡旋の取り扱い	24
第11節	その他の生活確保に関する対応	25
<b>第4章</b>	<b>都市施設等の復旧</b>	<b>27</b>
第1節	ライフライン施設の復旧計画	27
第1節	水道施設	27
第2節	下水道施設	27
第3節	電気施設	28
第4節	ガス施設	28
第5節	通信施設	28
第6節	CATV	29
第2節	公共施設等の復旧計画	29
第1節	公共土木施設等	29
第2節	鉄道施設	29
第3節	社会公共施設等	29
<b>第5章</b>	<b>激甚災害の指定</b>	<b>30</b>
第1節	激甚災害指定手続	30
第2節	激甚災害に関する調査報告	31
第3節	局地激甚災害指定基準	31
第4節	特別財政援助等の申請手続等	32
第1節	区	32
第2節	都	32

## 第4部 警戒宣言に伴う対応措置

<b>第1章</b>	<b>対策の考え方</b>	<b>1</b>
第1節	策定の趣旨	1
第2節	基本的な考え方	1
第3節	前提条件	2
第4節	今後の課題	2
第5節	事業所に対する指導	3
第1節	消防計画等に定める事項	3
第2節	予防規程（危険物施設）に定める事項	3
第3節	指導方法	3
第6節	防災訓練	4
第1節	参加機関等	4
第2節	訓練項目	4
第3節	訓練の種別	4
第4節	実施回数及び場所	4
<b>第2章</b>	<b>東海地震に関連する調査情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置</b>	<b>5</b>

第1節	東海地震に関連する調査情報(青)発表時の対応	5
第2節	東海地震注意情報(黄)発表時の伝達	5
第1	関係機関への伝達系統	5
第2	東海地震注意情報(黄)の伝達	7
第3節	活動態勢	8
第1	区、警視庁、東京消防庁、都	8
第2	防災機関等	10
第4節	混乱防止措置	11
第5節	東海地震注意情報(黄)発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報	12
<b>第3章</b>	<b>警戒宣言時の対応措置</b>	<b>13</b>
第1節	活動態勢	13
第1	区の活動態勢	13
第2	区の業務等の対応措置	13
第3	防災機関等の活動態勢	13
第4	相互協力	14
第2節	警戒宣言・地震予知情報等の伝達	15
第1	警戒宣言等の伝達	15
第2	警戒宣言時の広報	17
第3節	消防、危険物対策	18
第1	消防対策	18
第2	危険物対策	20
第4節	警備・交通対策	21
第1	警備対策	21
第2	交通対策	21
第3	道路管理者のとりべき措置	23
第5節	公共輸送対策	24
第1	鉄道対策	24
第2	バス・タクシー等対策	27
第6節	学校・病院・福祉施設対策	28
第1	学校(幼稚園、小学校、中学校)	28
第2	病院、診療所	29
第3	福祉施設	29
第7節	劇場・超高層ビル・地下街等の対策	30
第8節	電話・電報対策	32
第1	判定会招集の報道開始後の混乱防止措置	32
第2	広報	33
第3	防災措置の実施	33
第9節	電気・ガス・上下水道対策	33
第1	電気	33
第2	ガス	34
第3	上水道	35
第4	下水道	35
第10節	生活物資対策	35
第11節	金融対策	36
第12節	救援、救護対策	36

第1	給水態勢	36
第2	食料等の配布態勢	36
第3	医療救護態勢	37
第4	医療品の確保	37
<b>第4章</b>	<b>区民・事業所等のとるべき措置</b>	<b>38</b>
第1節	区民のとるべき措置	38
第1	東海地震に関連する調査情報(青)発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで	38
第2	警戒宣言が発せられたときから発災まで	38
第3	平常時	39
第2節	地域防災組織のとるべき措置	40
第1	東海地震に関連する調査情報(青)発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで	40
第2	警戒宣言が発せられたときから発災まで	40
第3節	事業所のとるべき措置	40
第1	東海地震に関連する調査情報(青)発表時(報道開始時)から警戒宣言が発せられるまで	40
第2	警戒宣言が発せられたときから発災まで	40

### Ⅲ 風水害対策編

第1節	河川施設等の安全化	1
第1	河川	1
第2	内水排水	1
第2節	区の水防態勢	2
第1	水防本部	2
第2	災害対策本部	7
第3節	関係機関の水防態勢	12
第1	都建設局第四建設事務所の態勢及び活動	12
第2	東京消防庁の態勢及び活動	13
第3	警察	15
第4	水防協力	15
第4節	気象情報と通信連絡	16
第1	気象情報	16
第2	水防活動用注意報、警報	16
第3	情報連絡系統	16
第4	観測通報	17
第5	洪水予報	18
第6	要配慮者利用施設への洪水予報の伝達	19
第7	土砂災害警戒情報の活用	20
第8	竜巻等に関する情報の活用	21
第5節	水防法及び土砂災害防止法に基づく対策	22
第1	水防法	22
第2	浸水想定区域の指定	22
第3	土砂災害防止法	23
第4	土砂災害警戒区域等の指定	23
第5	要配慮者利用施設の利用者の安全確保	24
第6	豊島区洪水・土砂災害ハザードマップ	24

第6節	避難	25
第1	警戒レベルを用いた防災情報	25
第2	避難勧告の判断基準設定	26
第3	避難誘導	27
第4	地下街等への対応	27
第7節	防災広報の充実	27
第1	平常時	27
第2	災害時	27
第8節	同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有	28
第1	情報の共有の必要性	28
第2	同一河川・圏域・流域の設定	28
第3	都の情報提供	28
第9節	水防実施報告等・水防資器材	29
第1	水防実施報告等	29
第2	水防資器材	29
第10節	公用負担	29
第1	公用負担権限	29
第2	公用負担権限証明	29
第3	公用負担命令票	30
第11節	河川及び内排水施設の応急措置及び復旧措置	30
計画の各項目と関連部局・機関一覧		1
用語説明		16
(注) 豊島区地域防災計画で使用する用語(※番号)は、用語説明を参照。		